

「生活日本語」支援ボランティア登録制度 取扱要綱

1. 趣旨目的

一般財団法人熊本市国際交流振興事業団(以下「事業団」という。)の設立趣旨を踏まえ、地域の日本語を母語としない住民を対象に、生活に必要な日本語の支援を行い、地域社会での生活を円滑にするため本制度を設けるもの。

2. 登録の対象者

熊本市もしくは近郊に居住し、制度の趣旨目的を理解し、地域でのボランティア活動に積極的に参加できる18才以上で、以下に該当する者。

- (1) 活動に継続的に長期で参加する意思のある者
- (2) 日常生活に要する日本語を指導、支援する意思のある者
- (3) その他、当事業団が認める者

尚、登録者は、当事業団が実施する研修及びオリエンテーションを受講するものとする。

3. 登録の申込並びに取消

登録を希望する者は、別紙の登録申込書(様式1)に必要な事項を記入し申込みをするものとする。

申込みの受付並びに登録は随時行うものとし、また、下記の場合は登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から登録取消の申し出があったとき。
- (2) 登録者として、ふさわしくないと認められる事実が発生したとき。
- (3) 連絡不能となったとき。

4. 活動内容

- (1) 熊本市域で開催される日本語教室で、日本語を母語としない人に対して生活に必要な日本語のサポートを行う
- (2) 当事業団が実施する日本語教室等での管理・運営
- (3) 「生活日本語」支援ボランティア研修会等への参加
- (4) その他、当事業団が必要と認める活動

5. 経費負担

ボランティアによる活動とする。但し、当事業団で実施するオリエンテーション及び研修に係る運営経費は、事業団負担とする。

6. 緊急時の連絡について

災害発生等、非常時に日本語教室が中止になる場合、LINE・facebook・ホームページにて周知する。参加者については、いずれかの方法で自ら確認を行うものとする。

7. 事故の際等の責任

- (1) 登録者については、熊本市が加入する「熊本市ボランティア活動保険」の適応を受けることができる。なお、このことは、登録者の自主的な「ボランティア保険」等への加入を妨げない。また、活動者は「くまもと日本語交流サポーターの会」に加入し、活動する。(会規約は来館手続き時に別途配布。)
- (2) 登録者が業務上の事故等により被った損害については、上記補償を超えて当事業団には賠償の責めはないものとする。

8. 活動上の注意

- (1) 日本語教室に参加するすべての人に対し、人権を侵害するような言動は決して行わない。
- (2) 日本語教室に参加するすべての人が不愉快な思いをしないよう、互いを尊重し、人間として公平・平等な関係を築けるよう努力する。
- (3) 日本語教室内で政治的活動、宗教的活動、営業行為及び特定の思想普及等の行為は決して行わない。
- (4) 日本語教室内で金銭の授受や契約行為（保証人等）は決して行わない。
- (5) 日本語教室内で知り得た外国人参加者、ボランティアのプライバシー及び個人情報（住所、電話番号、メールアドレス等）を許可なく第三者に漏らさない。
- (6) 上記注意事項を遵守せず、本事業への参加に関連し起こった私自身の損害について、事務局、コーディネーター、及び他の参加者などに対し損害賠償を要求しない。

9. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、本人の許可なく当活動で必要とされる範囲外の目的では使用しません。

個人情報は、①法律上公的機関への届出・提出が必要な場合、②事故等の緊急時、を除いて第三者へ提供しません。また、登録者より個人情報の開示、内容の訂正、追加、削除の求めがあった場合には、速やかに対応します。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。